

内閣総理大臣
安倍晋三 様

国民益を根幹から侵害する TPP 交渉からの即時脱退を求める要望書

TPP 参加交渉からの即時脱退を求める大学教員の会

(1) 日本はこの7月にマレーシアで開催された第18回参加国交渉会合の途中から TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に参加した。しかし、この間、さまざまな情報媒体から伝えられた事実を総合すると、TPP 交渉が米国内外の一握りの多国籍企業に日本の国民益を売り渡す屈辱的な壊国交渉であることが一層明白になった。

(2) その最たるものは、日本郵政がアメリカンファミリー生命保険：アフラック）との提携を大幅に拡大して、全国の郵便局約2万箇所とかんぼ生命の直営店80箇所でアフラックのがん保険を売り出し、さらに商品の共同開発を行なうことにしたという事実である。今年の4月、日本は TPP 交渉への参加を求める「入場料」としてアフラックのシェア拡大のため、かんぼ生命は「がん保険に参入しない」ことを約束した。それに続く今回の決定は対等の「提携」ではなく、米国企業の販路拡大のために日本郵政を販売下請け機関化するという全面屈服の内実を、日本郵政の「自主的な」経営判断かのように糊塗する姑息極まりないものである。

(3) さらに、報道機関が伝えたところでは、TPP 交渉の「知的財産権」の分野で米国は医薬品の特許期間の延長を主張し、「環境」の分野ではいくつかの国が漁業補助金の全面的な禁止を要求しているとのことである。しかし、先発薬の特許期間の延長は安価な後発薬の普及率を2017年までに60%以上に引上げ（現在21.0%）、医療保険財政の立て直しを目指している厚労省の医療財政政策にとって決定的な障害となる。また、漁港整備や経費高騰を補填するための漁業補助金まで禁止されると、震災復興のために不可欠なインフラ整備や燃油費高騰により操業の継続さえ危ぶまれているわが国の漁業は壊滅的な打撃を蒙ることになる。

(4) これに加えて、外国投資家・企業に進出先・投資先の政府に対して損害賠償等を求める訴訟の権利を与える ISD 条項が協定のテーブルに載せられる恐れがある。この ISD 条項は、独立国家としてのわが国の立法・行政による規制を国際的裁判所の判断に従属させ、国民による民主主義的自己決定を放棄させるものであり、かつ、司法権を侵害するものであると同時に、実際に日本の国会や政府が多額の損害賠償請求を恐れて外国企業やそのエージェントとして行動する米国政府等の要求に順応しようとする委縮効果を生む。

(5) 政府は農産物などの関税撤廃の分野では交渉は進んでおらず、日本が要求を主張する余地は十分残されているといった楽観論を振りまいている。しかし、フロマン米国通商代表部代表は、7月18日に下院歳入委員会が開催した公聴会で、「日本の農業に関し、〔特定の品目について〕前もって除外することに同意したことはない」と明言している。実際、交渉参加国の中には、わが国が重要5品目に挙げている穀物、肉類、牛乳・乳製品の自給率が100%をはるかに超える輸出大国がひしめいており、これらの国々を相手に日本が重要5品目を関税撤廃の例外扱いとする要求を実現することは不可能と言って間違いない。

その一方で、衆参農林水産委員会は本年4月に開催された各委員会で、わが国が TPP 交渉に参加するにあたって8つの要望項目を列挙し、これらの実現を図るよう政府に強く求める決議を採択している。これらの決議はわが国の国権の最高機関である国会の意思として極めて重い意味を持つものであるが、われわれはこれらの決議に盛り込まれた次の3点を特に注視すべきと考える。

第1に、これらの決議が農産品5品目の例外扱いを求めただけでなく、残留農薬・食品添加物の基準、遺

伝子組み換え食品の表示義務等、食の安全・安心に関する規制の維持、漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること、ISD 条項に合意しないことなど、非関税分野の事項にも及ぶ広範な要望を含んだ決議になっていることである。

第 2 に、「農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」と決議していることである。その際、「十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めない」と決議していることを注視すべきである。

第 3 に、交渉により収集した情報をすみやかに国会に報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置することを求める決議をしていることである。

(6) 以上を踏まえ、われわれは政府に対し、次のことを強く要請する。

①これまで指摘してきた諸事実に照らして、わが国が TPP 交渉に参加し続けても得るものはほとんどない反面、ひとにぎりの内の多国籍企業の権益のために、日本の食料、環境、健康、司法等に関する国民主権の根幹が侵害される懸念が現実のものとなることはほぼ間違いない。これほどまでに深刻な悪影響が日本国民に降りかかる TPP 交渉から脱退することこそ、わが国の国民益を守る最善の道であることを改めて政府に訴えるものである。併せて、われわれは TPP に固執することなく、東アジア包括的連携協定 (RCEP) といった代替政策の検討を政府に強く求める。

②わが国政府は 7 月にマレーシアで開催された参加国交渉に参加する際に守秘協定に署名したことを理由に挙げて、国会議員にも国民にも交渉の経過を明らかにすることを拒んでいるが、こうした説明は、上記の衆参農林水産委員会の決議の第 7 項に違反している。われわれは政府がこれらの決議を遵守して、衆参農林水産委員会の 8 項目の決議に沿って交渉に当たるよう求めるとともに、これら 8 項目が実現できるめどがあるのかどうかを国会はもとより、「国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること」を強く求める。

③もう一点、注視しなければならないのは TPP 交渉と並行して進められる日米二国間での非関税分野の協議の成り行きである。特に、日米の事前協議の結果、両国のいずれかが要請すれば、交渉事項を随時追加できることになっており、現に米国議会ではこの間の円安の動きを理由にして自国通貨安を誘導する為替政策の禁止条項を盛り込むよう求める声が上がっている。

こうした日米二国間交渉の成り行きについても、われわれは協議の経過を適時に十分に国民に公開するよう求めるとともに、米国の強硬な要求にわが国が次々と屈服してきた経緯に照らし、国民益を米国に売り渡す日米二国間協議を直ちに打ち切るよう、政府に要望する。

以上

「TPP 参加交渉からの即時脱退を求める大学教員の会」呼びかけ人

磯田 宏 (九州大学准教授／農業政策論・アメリカ農業論)	伊藤 誠 (東京大学名誉教授／理論経済学)
大西 広 (慶応義塾大学教授／理論経済学)	岡田知弘 (京都大学教授／地域経済学)
金子 勝 (慶応義塾大学教授／財政学・地方財政論)	榎沢能生 (早稲田大学教授／法社会学・農業法学)
志水紀代子 (追手門学院大学名誉教授／哲学)	白藤博行 (専修大学法学部教授／行政法学)
進藤栄一 (筑波大学名誉教授／国際政治学)	鈴木宣弘 (東京大学教授／農業経済学)
醍醐 聰 (東京大学名誉教授／財務会計論)	田代洋一 (大妻女子大学教授／農業政策論)
萩原伸次郎 (横浜国立大学名誉教授／アメリカ経済論)	日野秀逸 (東北大学名誉教授／福祉経済論・医療政策論)
廣渡清吾 (専修大学教授／ドイツ法)	山口二郎 (北海道大学／行政学)
渡辺 治 (一橋大学名誉教授／政治学・憲法学)	

会のブログ：<http://atpp.cocolog-nifty.com/> 専用メールアドレス：tpp2013@mbr.nifty.com